別表第十三及び別表第十四を削り、別表第十五を別表第十三とし、同表を次のように改める。

**別表第十三**（第五条関係）

| | | |
|---|---|---|
| 一 | ボイラー | |
| | | 別表第五の一一の項、一二の項又は一九の項に掲げる燃料 | ○・○○○○○二二 |
| | | 別表第五の一三の項から一八の項まで、二〇の項、三五の項又は三六の項に掲げる燃料 | ○・○○○○○○一九 |
| | | 別表第五の二一の項から二九の項までに掲げる燃料 | ○・○○○○○○一七 |
| | | 別表第五の三七の項及び三八の項に掲げる燃料のうち発電施設内に設置されたボイラーにおいて使用されたもの | ○・○○○○○○八七 |
| | | 別表第五の三七の項及び三八の項に掲げる燃料のうち熱利用を行う施設内に設置されたボイラーにおいて使用されたもの | ○・○○○○○一六 |
| | | 別表第五の三九の項に掲げる燃料 | ○・○○○○○○一七 |
| | | 別表第五の四〇の項に掲げる燃料 | ○・○○○○○○九〇 |
| | | 別表第五の四一の項に掲げる燃料 | ○・○○○○○一六 |
| 二 | ボイラー（流動床式のものを除く。） | 別表第五の一の項から一〇の項まで、三〇の項から三二の項まで又は三八の項に掲げる燃料（三八の項に掲げる燃料にあっては、発電施設内に設置されたボイラーにおいて使用されたものを除く。） | ○・○○○○○○八五 |
| 三 | 常圧流動床式ボイラー | 別表第五の一の項から一〇の項まで、三三の項又は三四の項に掲げる燃料 | ○・○○○○五四 |
| 四 | 加圧流動床式ボイラー | 別表第五の一の項から三の項まで又は六の項から一〇の項までに掲げる燃料 | ○・○○○○○○八五 |
| | | 別表第五の四の項又は五の項に掲げる燃料 | ○・○○○○○五二 |
| 五 | 金属の精錬若しくは鋳造の用に供する溶鉱炉、転炉又は平炉 | 別表第五の二五の項又は二六の項に掲げる燃料 | ○・○○○○○○四七 |
| 六 | 石油製品、石油化学製品若しくはコールタール製品の製造の用に供する加熱炉又はガス加熱炉 | 別表第五の一の項から七の項まで又は九の項に掲げる燃料 | ○・○○○○○一一 |
| | | 別表第五の八の項又は一〇の項に掲げる燃料 | ○・○○○○○一二 |
| | | 別表第五の一一の項から二九の項までに掲げる燃料 | ○・○○○○○二一 |
| 七 | 触媒再生塔 | 別表第五の七の項から一〇の項までに掲げる燃料 | ○・○○○○○七三 |
| 八 | コークス炉 | 別表第五の二二の項から二九の項までに掲げる燃料（二三の項及び二四の項に掲げる燃料にあっては、国内で生産されたものに限る。） | ○・○○○○○○一四 |
| 九 | 工業炉（五の項から八の項までに掲げるものを除く。） | 別表第五の一の項から一〇の項まで又は三一の項から三四の項までに掲げる燃料 | ○・○○○○○○一一 |
| | | 別表第五の一一の項から二〇の項までに掲げる燃料 | ○・○○○○○○一八 |
| | | 別表第五の二一の項から二九の項までに掲げる燃料 | ○・○○○○○○一二 |
| 一〇 | ガスタービン（航空機又は船舶に用いられるものを除く。） | 別表第五の一一の項から二九の項までに掲げる燃料 | ○・○○○○○○五八 |
| 一一 | ディーゼル機関（自動車、鉄道車両又は船舶に用いられるものを除く。） | 別表第五の一一の項から二九の項までに掲げる燃料 | ○・○○○○○二二 |
| 一二 | ガス機関又はガソリン機関（航空機、自動車又は船舶に用いられるものを除く。） | 別表第五の一一の項から二九の項までに掲げる燃料 | ○・○○○○○○八五 |
| 一三 | 業務用のこんろ、湯沸器、ストーブその他の事業者が事業活動の用に供する機械器具 | 別表第五の一の項から一〇の項までに掲げる燃料 | ○・○○○○○一四 |
| | | 別表第五の一一の項から二〇の項までに掲げる燃料 | ○・○○○○○○五七 |
| | | 別表第五の二一の項から二九の項までに掲げる燃料 | ○・○○○○○○九〇 |
| | | 別表第五の三七の項から四一の項までに掲げる燃料 | ○・○○○○○三八 |

別表第十六及び別表第十七を削る。

**附　則**

（施行期日）

1　この省令は、令和六年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この省令による改正後の規定は、令和六年度以降において報告すべき地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十六条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量の算定について適用する。